

○萩市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成17年3月6日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における公衆衛生の向上及び生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止に資するため、浄化槽設置整備事業補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する浄化槽をいい、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 専用住宅 主として居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物であって、借家の用に供する建物を除くものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。
- (4) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。
- (5) 転換 既存の専用住宅において、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止して新たに合併処理浄化槽に付け替えることをいう。
- (6) 撤去 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を清掃、消毒、汚泥処理、取り壊し、運搬及び廃棄することをいう。
- (7) 宅内配管工事 トイレ、洗面台、風呂、台所等からの排水を合併処理浄化槽に流入させるために必要な管渠や桝の設置及び合併処理浄化槽から側溝等までの放流管の設置に係る工事をいう。

(補助対象地域及び施設)

第3条 萩市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる地域は、市区域のうち次に掲げる区域を除く地域（以下「補助対象地域」という。）とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域
- (2) 漁業集落排水処理施設による事業認可区域
- (3) 農業集落排水処理施設による事業認可区域
- (4) 林業集落排水処理施設による事業認可区域

2 補助対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、補助対象地域において自己又は親族の居住の用に供する専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽であり、この事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）に適合するものであること。

(補助金の交付)

第4条 市長は、前条第1項及び第2項に定める補助対象地域において、補助対象施設を設置しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者。
- (2) 市税、下水施設負担金又は分担金及び下水施設使用料を滞納している者。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第1の左欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表の右欄に定める額を基準とする。ただし、市長が特に認める地域の補助金額は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項の地域において、合併処理浄化槽への転換に限り、別表2の工事区分の欄に掲げる宅内配管工事及び撤去工事に要する費用に対し、補助基準額の欄に定める額を限度として加算した額を補助する。

3 補助事業に要する費用が前2項に定める補助基準額を超えない場合で当該費用に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額を補助する。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 建物平面図
- (4) 放流経路図
- (5) 配管平面図又は配管立図
- (6) 工事工程表
- (7) 認定シートの写し
- (8) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (9) 社団法人 全国浄化槽団体連合会保証登録証(市町村用)
- (10) 納税状況調査同意書
- (11) 市外からの転入の場合は申請年月日時点に住民票のある市町村の滞納のない証明
- (12) 別記様式第9号及び浄化槽工事業者との浄化槽設置費に係る工事請負契約書の写し又は工事内容の見積書
- (13) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)によりそれぞれ通知する。

(現地確認)

第8条 市長は、補助事業を適正に執行するため浄化槽の設置工事を現場において確認することができる。

2 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前項の確認が行われるときは、協力しなければならない。

（変更承認申請及び通知）

第9条 補助対象者は、補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更するとき、又は補助事業を中止しようとするときは、変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により提出された変更承認申請書の内容が金額に関するものである場合は、補助金変更交付決定通知書（別記第5様式）により通知する。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助金に係る事業が完了したときは、事業完了後1か月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書（別記第6号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽の設置工事が適正に行われたことが明らかとなるような着工前、工事の各工程及び完工後の一連の写真

(2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

(3) 浄化槽設置費に工事費（浄化槽価格、浄化槽設置費用等）の領収書の写し及び工事費の内訳が分かるもの。

(4) 法第7条及び法第11条に基づく浄化槽法定検査依頼書又はその領収書の写し

(5) 浄化槽設備士が現地で施工状況を確認したチェックリスト

(6) その他市長が必要と認める書類

(7) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を、撤去した場合は、当該単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の処分状況の写真及び清掃費の請求書又は領収書の写し

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、

当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（別記第8号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の期間内に浄化槽を設置することができないとき。
- (5) その他市長において必要と認めたとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年3月6日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、合併前の萩市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱、川上村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年川上村訓令第2号）、自治振興事業補助金交付規則（昭和55年川上村規則第2号）、田万川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱、むつみ村合併処理浄化槽

設置整備事業補助金交付要綱（平成2年むつみ村訓令第2号）、須佐町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱、旭村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年旭村訓令第1号）、福栄村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年福栄村訓令第1号）又は福栄村合併処理浄化槽設置に伴う排水路整備補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

人槽区分	補助基準額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

別表第2（第5条関係）

工事区分	補助基準額
宅内配管工事	300,000円
単独処理浄化槽撤去工事	120,000円
汲み取り槽撤去工事	90,000円